

奨学金

(私立・公立高校生)

及び

入学資金貸付制度

(私立高校生)

北海道高等学校奨学会では、高校生に奨学金をお貸ししています。
また、全日制の私立高校生には入学資金をお貸しする制度もあります。

奨学金貸付制度

(私立・公立高校生)

応募資格

- 学習、生活態度が高校生にふさわしい方で、経済的理由により修学が困難であり、次のいずれかに該当すること。
 - ① 保護者が北海道内に住所を有すること。
 - ② 保護者が北海道内に住所を有していない場合にあつては、生徒本人が北海道に在住して北海道内の高校に在学し、他の都府県の奨学事業の貸し付けを受けていないこと。
- 【経済的理由とは】
 - 給料収入4人世帯の場合、収入が768万円以下であること。
 - 自営業等の4人世帯の場合、所得が314万円以下であること。
 - 上記は標準的な例であり、それ以上に収入等があつても該当する場合があります。

貸付月額

- 次の月額の中から希望額を選択すること。(公立高校生は原則①～④から選択)
 - ① 10,000円
 - ② 15,000円
 - ③ 20,000円
 - ④ 25,000円
 - ⑤ 30,000円
 - ⑥ 35,000円
- 貸付利率は無利子です。

返済条件

- 高校卒業後1年据置き、12年以内に均等分割返済。
- 大学等へ進学した場合には、在学期間中返済を猶予できます。

申込

- 中学3年生の募集時期(9月頃)に中学校に予約申請するか、入学後の5月頃に高校で定期募集します。

入学資金貸付制度

(私立高校生)

応募資格

- 北海道内の私立高校(全日制)入学者で、生活保護世帯または市町村民税が非課税の世帯であること。

貸付額

- 200,000円以内(入学校の入学一時金が上限となります。)
- 貸付利率は無利子です。

返済条件

- 貸付を受けた年の翌年から、12年以内に半年賦(6月と12月の年2回)の分割返済。

申込

- 中学3年生の募集時期(9月頃)に中学校に予約申請するか、入学後の4月に高校で定期募集します。

私立小中学生・高校生向け

修学支援を 活用しよう!

令和8年度から
就学支援金制度が
大きく変わります!



授業料・教育費の
負担軽減

奨学金・入学資金
貸付制度

※詳しくは、北海道高等学校奨学会のホームページをご覧ください。

北海道高等学校奨学会HP
<http://www.do-shougaku.or.jp>



授業料の負担軽減

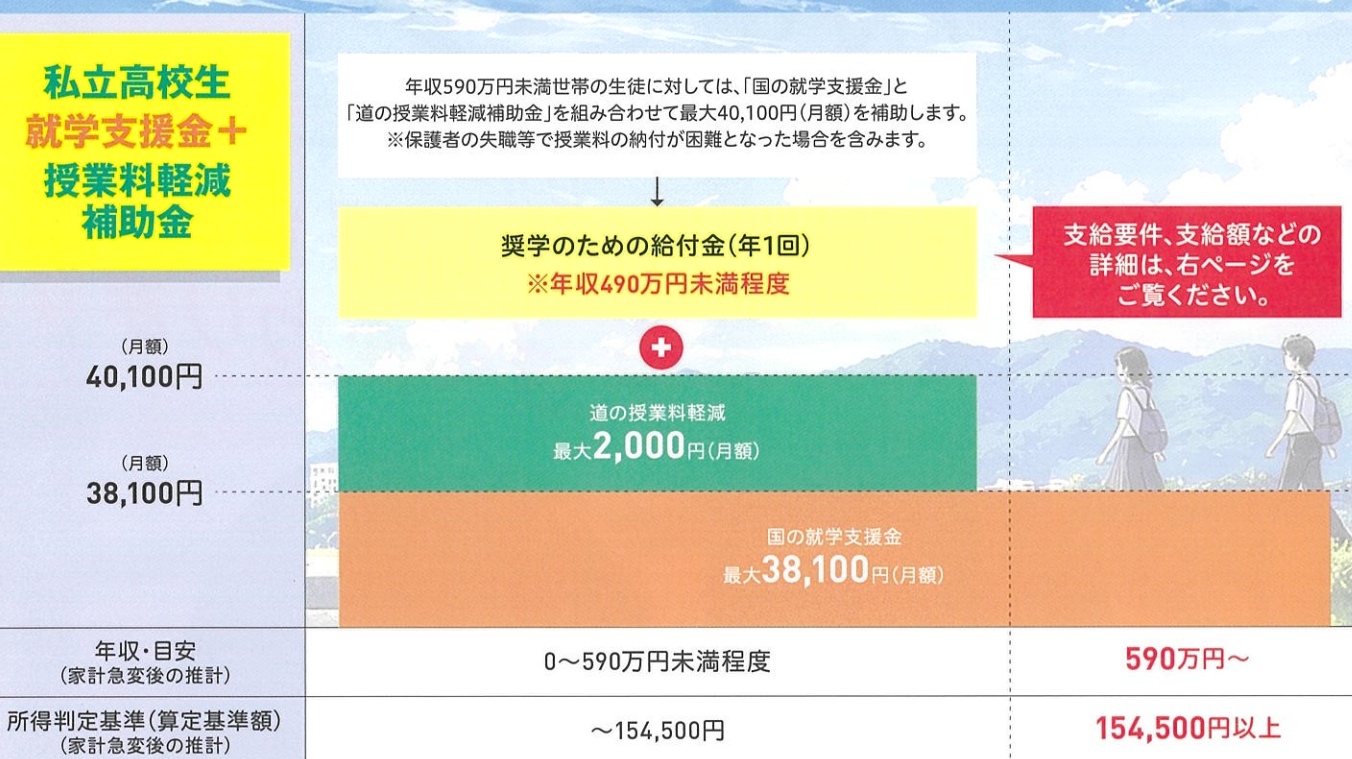
就学支援金・新制度 所得制限:なし

支給上限額 **45万7,200円(年額)** ※通信制課程の支給上限額は33万7,200円(年額)

道の授業料軽減補助金

計算式 **市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額**

上記による算出額が **<15万4,500円の場合** → 最大2,000円(月額)を就学支援金に上乗せして補助



※制度の改正に伴い、これまで就学支援金制度の対象であった外国籍生徒及び外国人学校に通う生徒については、他の制度で支援を受けることとなります。
詳細につきましては、北海道総務部行政局学事課あてにお問い合わせください。

ご自身の課税標準額は「マイナポータル」で

マイナポータルHPの「あなたの情報」から確認できます。



マイナポータルHP

ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

私立
小中学生

私立の小中学校等に入学後、失職等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒を支援します。

※収入などの条件があります。

教育費の負担軽減

道は、私立高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等が安心して教育を受けられるよう、**授業料以外の教育費負担を軽減**するため、高校生等がいる年収490万円未満程度の世帯※に対し、**奨学のための給付金**を支給します。

※専攻科は一部例外を含みます。

支給要件

次の全てに該当している必要があります。

- 生活保護(生業扶助)受給世帯または保護者全員の道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税(年収270万円未満程度)の世帯(家計急変による経済的理由から非課税相当である世帯(家計急変世帯)を含む)、もしくは年収490万円未満程度の世帯
または専攻科の生徒で年収270～380万円未満程度(多子世帯※の場合は600万円未満程度まで)の世帯であること。
- 保護者、親権者等が北海道内に在住していること。
- 国の就学支援金対象である学校に平成26年4月1日以降に入学し、在学していること。

支給額

	支給区分	支給額
1.生活保護(生業扶助)受給世帯(家計急変世帯を除く)	全日制の高校生	1人当たり年額 52,600円
	通信制の高校生	1人当たり年額 52,600円
2.道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税の世帯(1に該当する世帯を除く)	全日制の高校生	1人当たり年額 152,000円
	通信制の高校生及び専攻科に通う生徒	1人当たり年額 52,100円
3.年収270～380万円未満程度の世帯	全日制の高校生	1人当たり年額 50,670円
	通信制の高校生	1人当たり年額 17,370円
4.年収380～490万円未満程度の世帯	全日制の高校生	1人当たり年額 38,000円
	通信制の高校生	1人当たり年額 13,030円
5.専攻科に通う生徒で年収380万円未満程度(多子世帯※は600万円未満程度)までの世帯(1、2に該当する世帯を除く)	非課税世帯の1/3または1/4 ※年収によって異なります	

備考

- ・家計急変世帯については、申請月の翌月以降の月数に応じた額が支給されます。
- ・支給要件に該当していれば、学年の進行に合わせて毎年度支給されます。
ただし、利用するためには毎年度(7月頃)申し込みが必要です(家計急変世帯については、7月以降随時受付)。
- ・返済は不要です。

※多子世帯:扶養される子が3人以上いる世帯 ※奨学のための給付金は、私立特別支援学校高等部に通う生徒には、支給されません。

※制度の申し込みは、学校を通じて行います。学校からの案内を必ず確認してください。

※制度の詳細は、北海道総務部行政局学事課のホームページをご覧ください。

北海道総務部行政局学事課HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/>

